静岡県労働金庫

商品概要説明書

Ｗｅｂライフローン

（2022 年４月１日現在）

項目	内容
１．商品名	Ｗｅｂフリーローン
２．お申込み いただける方	次の条件をすべて満たす方 ア．お勤めの方で、前年税込年収が 150 万円以上で安定継続収入のある方 イ．申込時年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の方 ウ．当金庫が定める取引資格を有する方 ① 勤務先の労働組合・互助会等が〈静岡ろうきん〉の会員であり、その会員に所属されている方 ＊　勤務先の労働組合・互助会等の内規等により、当商品の申込制限がある場合は除きます。 ② 静岡県に居住または勤務されている方（①以外の方） ＊　ろうきんは協同組織の金融機関です。〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただくには、利用資格が必要です。②の方は、「ライフサポートセンター友の会」に加入していただきます（入会費用は必要ありません）。 ＊　生協組合員の方は、本商品をお申込みいただけます（「ライフサポートセンター友の会」への入会は必要ありません）。 エ．保証機関（日本労信協）の保証を受けられる方
３．ご融資金の お使いみち	以下の目的にご利用いただけます。 ア．旅行費用、趣味の費用、結婚費用、葬儀費用、物品・家具・耐久消費材購入費用など生活に必要な費用 ＊　金融機関（当金庫を含む）等の借換費用、空き家解体資金（解体工事費、相続・滅失等の登記費用、解体後の整地費用を含む）、 生活費、離婚慰謝料等の資金使途明細が確認できないもの、事業資金・投機目的資金・負債整理資金等は、お取扱いできません。
４．ご融資限度額	1,000万円以内（1万円単位） ＊　当金庫で利用中の無担保ローン（カードローンの限度額含む）がある場合、お一人あたりのご融資限度額が異なります。詳細は最寄りの営業店窓口にお問合せください。
５．ご融資期間	10 年以内
６．ご返済方法	・　元利均等毎月返済（均等返済）または元利均等毎月・ボーナス併用返済（均等加算併用返済）からお選びいただけます。 ＊　元利均等返済とは、毎月およびボーナス（年２回半年ごと）の各返済額（元金と利息の合計額）が一定のご返済方法です。 ・　ボーナス返済（加算返済）を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の５０％以内とします。また、ボーナス返済（加算返済）の最終期日は、毎月返済（均等返済）の最終期日を超えないものとします。 ・　ご契約いただいた返済日に、当金庫の返済用普通預金口座から返済金を引落とす方法によりご返済いただきます。なお、ご返済日が〈ろうきん〉の休業日の場合、その翌営業日の引落しとなります。

SR21217016　2022.4(01)

項目	内容
7．ご融資金利	・ 固定金利または変動金利のいずれかを選択いただけます。 ・ 固定金利では、ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。 ・ 変動金利では、基準金利の変動に伴い、適用金利が変動しますので、金利低下の局面では、適用金利を低く抑えることができますが、金利上昇の局面においては、適用金利が上昇し、ご返済金額が増加するといった金利変動リスクを内包しています。 ＊ 最新のご融資金利は、〈静岡ろうきん〉本支店もしくはホームページでご確認いただけます。
8．変動金利ルール	・ 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年２回変動します。 ・ 返済期間中の金利は、４月１日と 10 月１日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・ ４月１日の基準金利を直後の６月の返済日の翌日より、10 月１日の基準金利を直後の 12 月の返済日の翌日より新利率を適用します。 ＜具体例＞ ○今回見直し基準日（10 月１日）の基準金利 ＝ 4.00% ○前回見直し基準日（４月１日）の基準金利 ＝ 3.80% この場合、今回見直し基準日は前回見直し基準日と比べて基準金利が 0.20%上昇したため、直後の 12 月の返済日の翌日より適用金利が 0.20%上がることになります。
9．返済金額の見直し（変動金利融資の場合）	・ 基準金利の変動に伴い、適用金利が引き上げられた場合は、その都度、適用金利、残高、最終回返済日に基づき、ご返済金額を変更します。なお、適用金利が引き下げられた場合は、ご返済金額を変更することなく、最終回返済日を繰り上げます。 ・ 変更後のご返済金額は、適用金利が反映された直後の返済分より適用します。
10．保証機関	・ 保証機関は、（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 ＜保証機関とは＞ ・ 保証機関は、〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただいたお客様に対し、連帯保証人に代わる役割を担うものです。 ・ 保証機関は、万一、お客様の返済が滞った場合に、連帯保証人としてお客様に代わって〈静岡ろうきん〉に対して債務の弁済を行います。債務の弁済によって取得した求償権をもとに、管理回収を行うしくみになっています。 【ご注意】たとえ保証機関が債務のすべてを弁済したとしても、お客様の支払い義務は免責されません。保証機関が弁済した後は、直接保証機関にお支払いをいただくことになります。 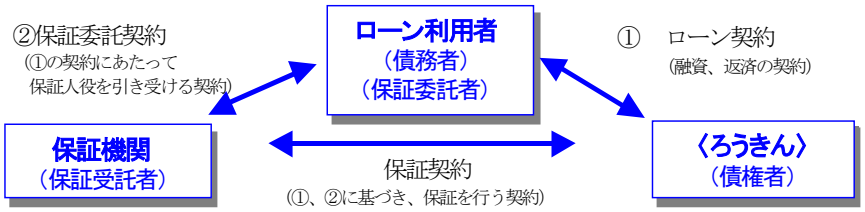
11．保証料	・ 不要です。（当金庫が負担します。）
12．連帯保証人	・ 不要です。
13．担保	・ 不要です。

SR21217016 2022.4(01)

項目	内容
14. 利用手数料	・ ローン利用に関する手数料は、不要です。
15. 収入印紙代	・ 不要です。
16. 繰上返済	・ 定例の返済とは別に、ご融資金の一部を繰上返済、または、全額返済することができます。 ・ ボーナス返済（加算返済）を併用している場合の繰上返済は、ご返済金額を毎月返済（均等返済）分とボーナス返済（加算返済）分に振り分ける方法と、ボーナス返済（加算返済）分を優先して返済する方法があります。 ・ 「ろうきんダイレクトバンキング」の「ローン随時返済」でもご利用いただけます。 ・ 繰上返済に関する手数料は不要です。
17. 返済試算額の入手方法	・ 営業店窓口にお申出いただければ、ご試算いたします。 ・ 当金庫ホームページからも、ご試算いただけます。
18. 万一返済が遅れた場合等	・ ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、オートコールセンターおよび営業店よりご連絡いたします。返済日をご確認いただき、ご入金の遅れが無いようご注意願います。 ・ 給与振込等で確実にご入金することをお薦めいたします。
19. 遅延損害金について	・ ご契約いただいた返済日にご入金いただけない場合は、遅れている返済分の元金に対し、年利１４．５％の日割計算の遅延損害金を返済金と合わせてご請求をさせていただきます。返済日をご確認いただき、入金遅れの無いようご注意願います。
20. 信用情報機関への登録について	・ 本ご融資における個人信用情報機関の利用・登録等については、「個人情報の取扱いに関する同意条項」によりご案内しておりますのでご確認ください。 ・ ご返済が滞った場合は、〈静岡ろうきん〉からの督促およびその内容の如何にかかわらず、ご返済が遅れたという事実が個人信用情報機関に登録されることとなります。
21. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ）	・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：静岡県労働金庫お客様サービスセンター】 フリーダイヤル　0120-609-123 受付時間　平日　午前９時～午後６時 ・ 苦情対応の手続きについては、別途パンフレットをご用意しておりますので、お申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://shizuoka.rokin.or.jp/
22. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（電話：054-252-0008）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問合せください。 ・ また、お客様から、東京の弁護士会（東京三弁護士会）、静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、静岡県弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問合せください。

SR21217016　2022.4(01)

項目	内容
	【(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル　0120-177-288 受付時間　平日　午前９時～午後５時

(注)

・本説明書の記載内容につきましては、適宜変更することもありますのでご了承ください。

・お申込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。

・審査の結果により、ローン利用の希望にそえない場合もございます。